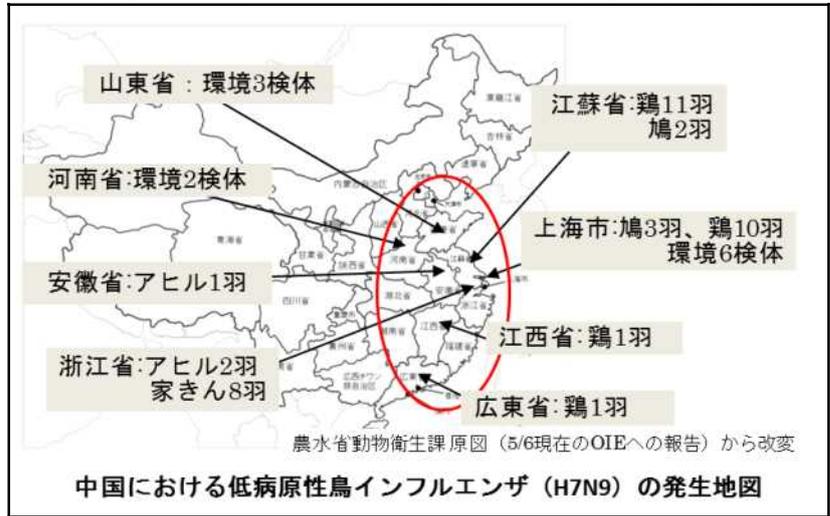


<中国で低病原性鳥インフルエンザ A(H7N9)が拡大しています！>

本年3月に中国で低病原性鳥インフルエンザA(H7N9)のヒト感染事例が確認され、5月8日までに感染確定患者が130人、このうち31人が死亡したと報告されています。このウイルスに極めて類似したウイルスが、中国国内の広い地域で鶏、アヒル、食用および野生の鳩からも検出されています。鳥ではヒトとは異なり死亡や衰弱などの症状を示さないので感染の確認が困難であるため感染拡大の可能性が危惧されています。現在のところ家さんでの発生は生鳥市場が主で、家さん農場あるいは養豚場での発生は報告されていません。

農場へのウイルス侵入を防ぐためには、中国方面への不要不急の渡航を避け、物品等の受け入れも消毒実施するなど細心の注意が必要ですが、日頃からの飼養衛生管理基準の遵守も基本的かつ重要な手段となります。

別紙に飼養衛生管理基準のポイントと、チェックシートを掲載しました。口蹄疫も依然として中国方面で続発していますので、全ての家畜・家さん等飼養の皆様方におかれましては、飼養衛生管理基準の再確認と自己チェックをお願いします。



<牛異常産のワクチン接種をしましょう!!>

アカバネ病等のウイルス感染を予防するもっとも効果的な方法はワクチン接種です!!

牛異常産3種混合ワクチンで予防できる病気

○アカバネ病

吸血昆虫（主にヌカカ）によって媒介され、夏から秋にかけて牛に流行します。流産・死産や先天性異常（関節の湾曲などの体型異常や大脳欠損症を持った子牛の分娩）がみられます。また生後感染により子牛や育成牛に後躯麻痺などの神経症状を起こすこともあります。

○アイノウイルス感染症

アカバネ病に類似し、流産・死産や先天性異常の出産が起こります。また、小脳の形成不全が高率に認められるのが特徴です。

○チュウザン病

アカバネ病、アイノウイルス感染症に類似していますが、流死産や関節湾曲などの体型異常は少なく、虚弱や起立不能などの運動障害や大脳欠損および小脳形成不全などの中枢神経系の異常が特徴です。

【ワクチン接種の対象牛】

1. 繁殖母牛（夏から秋にかけて妊娠している、または妊娠する予定の牛）
2. 自家保留育成牛（概ね6ヶ月齢以上の繁殖候補牛）

【接種時期】

各地域の家畜自衛防疫団体が実施するワクチン接種期間内（概ね4月～6月）
牛異常産3種混合ワクチンは、初年時は2回注射する必要があります。

島根県松江家畜保健衛生所

- 本所（島根県東部農林振興センター松江家畜衛生部）
〒699-0109 松江市東出雲町錦浜 474-2
TEL (0852) 52-5230 公用携帯 080-1935-0883 FAX (0852) 52-3377
- 隠岐支所（島根県隠岐支庁農林局家畜衛生部）
〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24
TEL (08512) 2-9690 公用携帯 080-1935-0886 FAX (08512) 2-9657



飼養衛生管理基準のポイント

飼養衛生管理基準とは？

農場において疾病の発生を予防するため、家畜の所有者が遵守すべき事項です！

○衛生管理区域を定めましょう。

衛生管理区域とは、畜舎や飼料倉庫、堆肥舎などを含む区域です。

○立ち入り制限の看板を設置しましょう。

衛生管理区域に必要な者を立ち入らせないようにするために、「関係者以外立入禁止」などの看板を設置し、衛生管理区域であることを明確にしてください。

○衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置しましょう。

自らの農場への伝染病の侵入防止リスクを低減するために、消毒槽を設置しましょう。

○家畜・家きんの健康観察と早期通報

毎日、家畜・家きんの健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。

○埋却の用に供する土地を確保しましょう。

口蹄疫などの伝染病の発生時に患畜等を埋却するための土地を確保しておきましょう。

問い合わせ先：島根県松江家畜保健衛生所

電話 0852-52-5230

☑ 飼養衛生管理基準自己チェックシート

遵守している項目について、レ欄の口にチェック印を付けてみましょう！

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握

レ欄

自らが飼養する家畜等が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。

2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

①衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。

②衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。

③他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。

④衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。

3. 野生動物からの病原体の侵入防止

飼養する家畜等に飲用に適した水を給与している。

4. 衛生管理区域の衛生状態の確保

①畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。

②家畜等の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。

③空になった畜房、ケージ又はハッチの清掃及び消毒をしている。

5. 家畜等の健康観察と異状が確認された場合の対処

①家畜等に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。

②毎日、飼養する家畜等の健康観察を行っている。

③出荷又は移動の直前に家畜等の健康状態を確認している。

6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち上がった者等に関する記録を作成し、1年間保存している。

住 所 : _____

氏 名 : _____